

第 3 次芦屋市地域福祉計画令和 2 年度実施分評価シート

【評価基準】 A：充実した取組を行った B：通常通りの取組を行った（現状維持） C：取り組んでいるが不十分である D：評価困難

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和 2 年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|-----------------------------|------------------|---|------------------------------------|---------|--|--|------|
| 1 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる | (1) 地域福祉の情報を発信する | ①多様な情報を、わかりやすく発信する ②必要とする人に的確に伝える ③情報への関心を高める | 重点① ICTも活用し、情報を細やかに伝える取組を進めます | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉アクションプログラム推進協議会の広報特集号のため、学生や住民にインタビューを行った。①、③ ・地区福祉委員会では、各地で年1回地区だよりを発行している。 ・社協だよりの掲載記事内容を募集記事だけでなく、地域の活動紹介等を積極的に取り入れた。 ・ホームページのリニューアルを行った。 <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報あしや9月号にアクションプログラム推進協議会が特集記事として掲載されたことで、市民からの問い合わせも少しずつ増加している。 ・わがまちベンチプロジェクトやあしや情報発信玉手箱などの活動を継続的にPRする必要がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやの特集記事については、甲南高校や茶屋之町自治会、地域福祉アクションプログラム推進協議会、地域福祉課、社会福祉協議会と連携して取り組んだ。 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生、子育て世代の親など若い世代とSNSを活用した情報発信について協働を進めていく。 ・ホームページの活用、ラインやフェイスブック等のSNSツールを活用した情報発信を進めていく。 ・9地区の地区福祉委員会で情報提供を積極的に行うことで、福祉に関わる情報の意識を高めていく。 | B |
| | (2) 地域福祉の学習を進める | ①誰にでも関わることで地域福祉を理解する ②学校、地域、家庭、職場など、身近なところで学ぶ ③多様な学習の機会やプログラムをつくる | 重点② 地域福祉について学んだり、考えたりする機会を増やします | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプログラム推進協議会で、地域の集会所でスマホ講座やオンライン交流会を開催した。①、③ ・認知症サポーター養成講座は、コロナ禍で少なかったが、2小学校のキッズスクエアで開催した。②、③ ・地区福祉委員会において、認知症サポーター養成講座、発達障がい、フレイル予防などについての勉強会を行った。①、②、③ ・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の福祉学習において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者による講話、車いすやアイマスクの体験を実施した。②、③ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講座やオンライン交流会は、高齢者と高校生がマンツーマンでスマホの使い方を教え合うことや、Zoomなどのオンラインツールで交流することで、新たなつながりづくりに役立った。 ・スマホの使い方を通して、高校生が高齢者や地域の福祉のことに気づき、学ぶ機会につながった。 ・福祉学習を保育所・幼稚園まで広げることができた。 ・認知症サポーター養成講座をキッズスクエアで実施したことで、福祉学習以外の場面でも、福祉について学ぶ機会を増やすことができた。 ・認知症サポーター養成講座では、オレンジリングの有料化に伴い、新たな資材の検討が必要。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講座やオンライン交流会は、自治会・老人会、高校生と協働して実施した。 ・キャラバンメイト、認知症地域支援推進員、あじさいの会の協力で認知症サポーター養成講座を開催した。 ・地区福祉委員会の研修では、認知症地域支援推進員、障がい者基幹相談支援センター、高齢者生活支援センターの協力で実施した。 ・車いすや、アイマスク体験の福祉学習を職員だけで実施するのではなく、体験時に地区福祉委員会の委員が見守りの補助をするなど、児童生徒と大人が学び合う機会ができた。 ・社協内部の関係部署との協働（地域向けの研修に、障がい、権利、包括が参画し協働した。） <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講座等を通して、教えられる側の高齢者が教える立場もしくは運営する側の“スマホサポーター”として活躍できるような仕組みづくり、組織化に取り組む。 ・高校生が自ら企画して、地域での学びや活動の場を作る機会を増やせるよう支援をしていく。 ・福祉学習がすべての学校園で実施できるよう教育委員会や学校現場に働きかけていく。 ・キッズスクエアでの認知症サポーター養成講座や福祉学習を定着させていく。 ・認知症サポーター養成講座のオレンジリングに替わる資材について、地区福祉委員会や地域住民と一緒に検討していく。 | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|-----------------|------------------------|---|-----------|---------|--|---|------|
| 2 コミュニティをつくる | (1) 地域福祉を支えるコミュニティをつくる | ①身近な居場所や参加しやすい活動をつくる ②地域の福祉をみんなで考える機会をつくる ③つながりにくい人も呼びかける | — | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域発信型ネットワークの小地域福祉ブロック会議では、住民の意見により「防災」をテーマに講演会を実施。後日、通学路と避難経路の確認を兼ねたまちあるきを実施した。①② ・地区福祉委員会で開催している高齢者のつどいは、コロナ禍での開催が難しかったため、高齢者への訪問活動を重点的に行った。②③ ・コロナ禍であったが、地区生きがいデイサービスは、感染予防対策を十分にとり実施した。① ・地域福祉アクションプログラム推進協議会では、コロナ禍におけるつながりづくりの活動を模索し、高齢者施設と近隣幼稚園の交流再開の取組を実施した。①②③ ・コロナ禍において、集まることができないため、スマホやZoomなどのICTを活用した新しい参加の方法としてオンライン交流会を実施した。①② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動を行ったことにより、対象者に対し「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、日ごろつどい等に参加できない対象者に声かけをするきっかけとなった。 ・コロナ禍における災害時の避難等の対応について話し合う必要がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災をテーマとすることで、福祉推進委員、民生児童委員が地域組織の自治会や老人会と協働で実施した。 ・県立芦屋高校OBの先生の協力を得て実施した。 ・高齢者訪問事業は、福祉推進委員と民生委員、社協と協働で取り組んだ。 ・高齢者施設エルホームに宮川幼稚園園児がリングブルを届けるなど、コロナ禍で中断しかけた交流の再開を協働で実施した。 ・甲南高校生と茶屋之町自治会、翠ヶ丘町老人会、朝日ヶ丘地区民生委員等と協働で交流会等を実施した。 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食を伴う集まりが難しいため、会食に変わる内容で高齢者のつどい事業を再開できるよう地区福祉委員会と検討を進める。 ・新たなつながりの方法を工夫しながら、様々な形の居場所や活動の場を開拓していく。 ・今までつながりにくかった人も参加できる活動の場や参加方法を検討していく。 ・社協が今まで関わったことのないフリーランスや外国人など、コロナ禍での経済状況悪化のために、孤立する人が増加しているため、生活困窮者自立相談支援を通して、参加支援に取り組んでいく。 ・地域共生社会の実現に向けて、世代や属性を超え、多様な主体が参加・協働する、居場所づくりや交流拠点づくり、つながりづくりに取り組んでいく。 | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|------|--|---|--|----------------|---|---|------|
| 3 | <p>“できること・したいこと”での参加を進める</p> <p>(1) 多様な参加の場やきっかけをつくる</p> | <p>①多様な人が参加できる地域福祉活動を進める ②健康づくり・介護予防や生きがいづくりの活動を進める ③社会参加や就労を支援する ④参加を積極的に呼びかける</p> | <p>重点③ 「ひとり一役運動」を推進し、気軽に参加できる機会を増やします</p> | <p>社会福祉協議会</p> | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役活動は、施設での受け入れが停止されたため、居宅介護支援事業所、高齢者生活支援センター等へチラシ配布等の周知を行うことで、在宅での受け皿を広げるように努めた。① ・ホームページで自宅でできる体操の情報提供等を行うことで、健康づくりや介護予防、フレイル予防のための取組を進めた。② ・地区福祉員会で取り組む生きがいデイサービスは、コロナ禍の影響により、中止もしくは規模の縮小を余儀なくされた。② ・生活困窮者自立相談支援の相談者で、仕事が長続きしない、長年ひきこもっている方に対して、まごのての作業や福祉センターの花の植え替えなどの活動の場を開拓してきた。③ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設での受け入れが停止されたことで、活動者の登録が減少した。(ボランティア保険を個人で負担しているが、活動がないのに保険のみ加入するのに抵抗があるため。) ・今後は、活動の受け入れ先を施設に限らず、様々な地域活動の場の運営等やICTを活用したオンラインでの傾聴などの活動も検討する必要がある。 ・介護予防やフレイル予防に関心が高まっているため、より一層介護予防のための活動の場を地域に作っていく必要がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役活動の受け入れ機関である高齢者施設等と協働してきた。 ・地区福祉委員会と協働で、生きがいデイサービスに取り組んできた。 ・社協内の部署間、地域部門と訪問看護部門の連携を取った。 ・相談部門（生活困窮）と地域部門と、福祉センターの連携・協働ができた。 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいデイサービスについては、コロナ禍でも活動が継続できるよう感染症対策や活動の指針を地域住民と一緒に考えて作っていきたい。 ・ひとり一役活動については、施設以外の活動の場を開拓していく。 ・地域住民を対象としたフレイル予防の講座を地域のニーズに応じて開催していく。 | B |
| | <p>(2) 活動への支援を充実する</p> | <p>①活動をサポートする体制を充実する ②活動場所や財源の確保、情報発信などの支援を充実する</p> | <p>重点④ 身近な「つながりの拠点」づくりを進めます</p> <p>重点⑤ 健康づくりや生きがいづくりの活動を進めます</p> | <p>社会福祉協議会</p> | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業の第2層コーディネーターが、地域で把握しているついで場などの活動の運営者の困りごとや活動再開に向けた準備などの相談に対応してきた。コロナ禍で活動ができない状況では、公的施設の利用制限や施設の一部を借りて取り組んできた活動は、施設への出入りができなくなったため、他の活動場所なども探す支援を行った。① ・子ども食堂開設に向けて、活動者の思いを形にするための支援を行った。また、食材調達や周知などのサポートにも取り組んだ。①② ・フードドライブで寄付された食材を地域活動者へ配布する際に、活動状況を把握するなど、活動継続のためのサポートに取り組んだ。①② ・社協に登録しているボランティア団体へ活動費助成を行った。② ・地域子ども会活動に活動費の助成を行った。また、子ども会の役員の方達と意見交換をする場を設けることで、現状の把握と今後の活動助成の参考とした。② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や集会所など、活動がない場合、地域住民と協働して活動場所を探した。お寺を使わせてもらったり、自治会の方の計らいで地域の会館を使わせてもらったりすることができた。 ・社会福祉協議会の支援で子ども食堂が開設された。 ・フードドライブの食材配布を通して、地域活動の中止や再開に向けた相談ができるようになった。 ・子ども会活動の助成金があることで、コロナ禍で中止されていた子ども会活動も実施する地域が出てきた。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の状況把握から、困りごとの解決まで、活動に関するサポートを圏域ごとの支え合い推進員と社協地区担当職員が協働で取り組んだ。 ・子ども食堂を開設したい有志の住民やその人を取り巻く協力者、地域の住民のネットワークによる協働ができています。また、子ども食堂に様々な行政・関係機関が訪問することで、協力者が増えている。 ・地域のついで場、サロン活動をしている活動者と社協がコロナ禍を乗り越えるための協働ができています。 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進委員との協働により活動サポートを充実させる。 | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 | |
|------|----------------|------------------|--|----------------------------------|------------|--|---|---|
| 4 | ニーズに気づき、支援につなぐ | (1) ニーズに気づき、つなぐ | ①“困りごと”を早めに発見する ②適切な相談窓口や支援につなぐ | 重点⑥ “たすけ上手”や“たすけられ上手”な人を増やします | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知啓発に取り組んだ。行政庁内の研修を、年1回総合相談・生活困窮の周知のために実施。福祉センター連絡会でも年1回研修を実施。民生児童委員協議会定例会で研修を実施。その他、生活援護課や債権管理課と定期的な話し合いをすることで、周知啓発に努めた。①② ・地区福祉委員会で、福祉推進委員や民生児童委員に総合相談窓口の周知を行うことで、普段の見守りや地域活動の中で、困りごとや変化に気づき、相談機関につなぐよう働きかけた。①② ・地域ケアシステム検討委員会で、「気づきシート」を作成し、困りごとを早期に発見、早期に対応できるよう仕組みづくりに取り組んだ。①② ・地域見まもりネットワーク事業の登録事業者の協力を得て、認知症高齢者の見守り、独居高齢者の見守りや詐欺被害等の防止の活動が充実してきている。(再掲) ①② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知に努めたが、継続的に周知をすることが必要である。 ・福祉推進委員や民生児童委員の一斉改選後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、活動ができなかったため、見守りやつなぐことの大切さが十分浸透していなかった。コロナ禍でもできる活動と一緒に考えていく必要がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部各課、債権管理課、保険課、お困りです課、子育て推進課、学校教育課など ・高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談事業所、居宅介護支援事業所など ・地区福祉委員会（福祉推進委員、民生児童委員） <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム検討委員会で作成した「気づきシート」をもとに、福祉推進委員や民生児童委員から、早期発見・早期対応の取り組みを実施する。また、「気づきシート」を自治会や一般市民向け、事業者向けのものを検討する。さらに、専門職向けのものも作成する。 | B |
| | | (2) 相談しやすい体制をつくる | ①気軽に相談できる多様な相談先をつくる ②相談を適切な支援につなぐ ③相談を解決につなぐ仕組みを強化する | 重点⑦ 総合相談の仕組みとネットワークを充実します | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知啓発に取り組んだ。行政庁内の研修を、年1回総合相談・生活困窮の周知のために実施。福祉センター連絡会でも年1回研修を実施。民生児童委員協議会定例会で研修を実施。その他、生活援護課や債権管理課と定期的な話し合いをすることで、周知啓発に努めた。(再掲) ①② ・地区福祉委員会で、福祉推進委員や民生児童委員に総合相談窓口の周知を行うことで、普段の見守りや地域活動の中で、困りごとや変化に気づき、相談機関につなぐよう働きかけた。(再掲) ①② ・民生児童委員の心配ごと相談により、地域での気軽に相談できる役割りができている。社会福祉協議会は、心配ごと相談の相談内容を整理し、適切な支援機関につないだり、担当民生委員にフィードバックしている。相談内容をもとに事例検討などの年1回の研修を民協定例会で実施している。①②③ ・総合相談窓口の周知により、生活困窮者自立相談支援の相談者で、ひきこもりの子どもがいる世帯の親を対象に当事者親の会を設立した。③ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知に努めたが、継続的に周知をすることが必要である。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部各課、債権管理課、保険課、お困りです課、子育て推進課、学校教育課など ・高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、就労準備支援事業、障がい相談支援事業所、居宅介護支援事業所など ・地区福祉委員会（福祉推進委員、民生児童委員） <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援の仕組みづくり。 | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|------------------------------------|---------------------|---|--|---------|---|--|------|
| 5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する | (1) サービスや活動の体制を充実する | <p>①「公」のサービスの内容や提供体制を充実する</p> <p>②地域の多様な力を活かした活動を推進する</p> <p>③新たなニーズや狭間のニーズなどに対応する</p> <p>④担い手を増やす・支援する</p> | <p>重点⑧ 分野別計画を地域福祉の視点で推進します</p> <p>重点⑨ “複雑な困りごと”の解決に向けた取組を充実します</p> | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役活動により、制度では提供しにくいちょっとした困りごとに対応できるように、在宅高齢者へのワーカー派遣に取り組んだ。① ・ひとり一役ワーカーへの登録の呼びかけをすることで、ちょっとした時間でも自分のできること、したいことにつながる多様な人材の確保に取り組んだ。①② ・高齢者が知りたいスマホの使い方を高校生の協力により、スマホ講座を実施することができた。スマホ講座を通して、高校生が自ら企画する活動も生まれた。② ・総合相談窓口の周知により、生活困窮者自立相談支援の相談者で、ひきこもりの子どもがいる世帯の親を対象に当事者親の会を設立した。(再掲)③ ・コープこうべ、環境課、社会福祉協議会の三者で、市内コープ3店舗でのフードドライブ常設化に取り組んだ。活動財源に困っている地域のつどい場や生活困窮者世帯へ食材提供することができた。②③④ ・コープ移動店舗を市内3か所に誘致することができた。希望する地域の自治会や民生児童委員、福祉推進委員の協力で活動が定着しつつある。③④ ・地域見まもりネットワーク事業の登録事業者の協力を得て、認知症高齢者の見守り、独居高齢者の見守りや詐欺被害等の防止の活動が充実してきている。②④ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、高齢者へのスマホ活用等のICT利用が一步前進した。 ・フードドライブが常設化されたことにより、市民への周知も進んでおり、生活困窮者世帯や地域のつどい場等への食材提供がスムーズに行えている。 ・コープ移動店舗により、買い物に困難な高齢者等には便利な社会資源となっている。 ・地域支え合い推進員がコープ移動店舗に出向くことで、地域の困りごとを聞き取る機会ができてきた。 ・コロナ禍により、ひとり一役活動の受け入れ機関である高齢者施設への出入りが出来なくなったため、活動が停滞した。施設だけでなく、在宅高齢者宅の支援や、地域活動等の開拓が必要である。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役ワーカー、地域福祉課、高齢者生活支援センター、居宅介護支援事業所 ・自治会、老人会、民生児童委員、福祉推進委員、甲南高校生 ・コープこうべ、環境課、地域支え合い推進員 ・地域見守りネットワーク事業登録事業者 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役活動の充実。 ・ボランティア活動センターの活性化と充実。 | B |
| | (2) 協働して包括的に支援する | <p>①多様な主体や分野を超えた協働を進める</p> <p>②複雑な課題を解決する取組を進める</p> <p>③効果的で適正な情報共有を進める</p> | | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム検討委員会において、多機関協働の仕組みづくり、包括的な支援体制づくりに取り組んだ。①② ・地域ケアシステム検討委員会のプロジェクトで障がい者の65歳以降の介護保険制度移行へのスムーズな対応のための仕組みづくりに取り組んだ。①③ ・生活困窮者自立相談支援事業から呼びかけて、生活支援課、障がい福祉課、子育て推進課、権利擁護支援センター等と支援会議を開催することで、情報共有と支援の役割分担等がスムーズに行えるようになった。①②③ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談の事例をもとに、社会福祉協議会内部の連携会議が定期的開催できた。 ・65歳PTによって、高齢障がい者が介護保険へスムーズに移行するためのフローチャートを作成することができた。今後は、試験的に運用し、検証していく。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協内部の部門間連携（地域、困窮、権利、障がい、高齢） ・地域ケアシステム検討委員会に参加する行政各課 ・障がい福祉課、高齢介護課、障がいサービス事業所、障がい相談員、居宅介護事業所CM、介護保険サービス提供事業所、 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業による包括的支援体制の構築。 | |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 | |
|------|-------------------------------|----------------|---|-------------------------------|------------|--|---|---|
| 5 | 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する | (3) 支援の質を高める | ①自立を支援するサービスや活動を進める ②担い手の意識やスキルを高める ③利用者や第三者の意見を活かす | 重点⑩ 担い手の意識やスキルを高める取組を充実します | 社会福祉協議会 | 【実施内容】 ・民生児童委員、福祉推進委員が主体となって、60歳以上高齢者を対象とした生きがいデイサービスで、高齢者の介護予防に取り組んでいる。① ・権利擁護支援センターに、介護サービス相談員派遣事業は14か所、障がい者福祉施設等相談員派遣事業は3か所の事業所が登録している。コロナ禍により、施設等への出入りが難しくなり、活動を見合わせた。①③ ・ひとり役ワーカーに対して、ワーカー通信を発行した。② ・地区福祉委員会正副代表者会を2か月に1回開催することで、委員会運営や地域の見守り活動等への意識づけができてきた。しかし、コロナ禍のため、福祉推進委員の全体研修ができなかった。② ・民生児童委員協議会と協働で、心配ごと相談研修を実施することで、民生児童委員の見守り活動等への動機付けやスキルアップにつながった。② 【成果や課題】 ・コロナ禍のため、生きがいデイサービスの中止が相次いだが、今後、感染症対策を講じた運営についても、民生児童委員、福祉推進委員と一緒に検討していきたい。 ・介護サービス相談員に対して、活動がない時でも活動のモチベーション維持のための取り組みが必要である。 ・ひとり役ワーカーへのワーカー通信を通して、活動への意識やスキルアップにつながるようにする。 | 【協働・連携の取組の有無】 ・市内高齢者施設、障がい者福祉施設 ・民生児童委員、福祉推進委員 【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】 ・福祉推進委員の全体研修 ・社協訪問看護事業のPTと協働で、地域での介護予防教室を開催 | B |
| 6 | 尊厳ある生活を支える | (1) 権利侵害や虐待を防ぐ | ①自分やまわりの人の権利を理解する ②権利侵害や虐待を防ぐ・解消する ③思いやり支えあう心（心のバリアフリー）を広げる | — | 社会福祉協議会 | 【実施内容】 ・権利擁護支援者養成研修フォローアップ研修の実施① ・介護サービス相談員フォローアップ研修の実施① ・行政・相談員向け虐待対応研修の実施② ・地区福祉委員会が権利擁護及び発達障がいのワークショップを実施① ・地域見まもりネットワーク事業の登録事業者の協力を得て、認知症高齢者の見守り、独居高齢者の見守りや詐欺被害等の防止の活動が充実してきている。①②③ ・民生児童委員、福祉推進委員が特別給付金やワクチン接種案内に係る詐欺等を未然に防ぐための地域での訪問活動等を実施した。①②③ 【成果や課題】 ・地域住民への権利擁護の考え方の普及啓発は継続的に取り組んでいく必要がある。 ・地域見守りネットワーク事業の登録事業者が権利侵害を未然に防ぐ役割を担ってくれている。 ・権利擁護の用語は使わなくても、民生児童委員や福祉推進委員が日頃の見守りの中で、詐欺等の注意喚起に取り組んだ。 | 【協働・連携の取組の有無】 行政関係機関 民生児童委員、福祉推進委員 【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】 | B |

| 推進目標 | | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|------|----------------|------------------------|---|-----------|---------|---|---|------|
| 6 | 尊厳ある生活を支える | (2) 権利擁護支援を進める | ①権利擁護支援を学ぶ ②判断に不安がある人などへの支援を充実する | — | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援者養成研修は、隔年実施のため未開講① ・社会福祉協議会として法人後見の受任、市民後見監督の受任② ・福祉サービス利用援助事業により判断能力が低下した高齢者や金銭管理が難しい障がいのある方への金銭管理及び書類確認、安否確認等を行っている。② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業を利用すると、関係機関による相談支援が十分でなくなる場合があり、担当職員による支援が困難になる場合がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センター ・弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所 ・障がい福祉課、高齢介護課、生活援護課、地域福祉課 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> | B |
| 7 | 誰もが暮らしやすいを進めたい | (1) バリアのない暮らしやすいまちをつくる | ①道路や建築物、住宅などのバリアを改善し、ユニバーサルデザインを目指す ②移動を支援するサービスを充実する ③買い物などの日常生活の利便性を高める | — | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コープこうべ、環境課、社会福祉協議会の三者で、市内コープ3店舗でのフードドライブ常設化に取り組んだ。活動財源に困っている地域のつどい場や生活困窮者世帯へ食材提供することができた。③ ・コープ移動店舗を市内3か所に誘致することができた。希望する地域の自治会や民生児童委員、福祉推進委員の協力で活動が定着しつつある。③ ・地域見まもりネットワーク事業の登録事業者の協力を得て、認知症高齢者の見守り、独居高齢者の見守りや詐欺被害等の防止の活動が充実してきている。③ <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コープ移動店舗により、買い物が高齢者等には便利な社会資源となっている。 ・地域支え合い推進員がコープ移動店舗に出向くことで、地域の困りごとを聞き取る機会ができてきた。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コープこうべ ・見まもりネットワーク事業者 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|--------------------------|------------------------|---|-----------|---------|--|--|------|
| 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える | (1) 災害に備える | ①防災・災害時の支え合いの意識を高める ②多様な状況に対応する訓練や対策を進める | — | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者名簿を福祉推進委員の町代表に持ってもらい、日頃からの安否確認に活用している。また、自治会や民生児童委員と名簿を共有している。① ・地区福祉会では、民生児童委員と福祉推進委員がマップづくりに取り組んだ。①② ・福祉センターの福祉避難所開設訓練に参加した。①② ・芦屋市総合防災訓練はコロナ禍のため中止となった。①② ・小地域福祉ブロック会議で、宮川地区・打出浜地区で住民が選択した「防災」をテーマとした講演会を実施。その後、打出浜地区では、通学路チェックを兼ねて、避難経路のための街歩きを実施した。(再掲) ①② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者名簿については、地域差があり、自治会と協働ができていない町もあるため、今後できる町から自治会と共有できるように取り組みたい。 ・コロナ禍において、感染症という災害に対する対応や、自然災害時の避難所での感染症対策など、新たな課題が地域では話題となっているため、感染症対策についての研修等も必要である。 ・災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しが必要である。 ・災害ボランティアで被災地へ職員派遣をした時の人件費補助が認められたため、芦屋市との協定見直し及び派遣に係る契約書の準備が必要である。 ・個別避難計画作成に少しずつでも取り組んでいきたい。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課 ・福祉部各課 ・自治会、民生児童委員、福祉推進委員 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの講座実施と、ボランティア登録 ・災害時要配慮者名簿の活用 | B |
| | (2) 弱い立場になりがちな人の安全を支える | ①防犯や交通安全に心掛ける ②さりげなく見守る取組を進める ③安全を高める施設や設備を整備する | — | 社会福祉協議会 | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。② ・認知症を考えるあしやの会を開催し、認知症当事者が当事者同士で話し合う場を作ることができた。② ・兵庫県の若年性認知症センターと協働で、若年性認知症についての講演会を実施した。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターと包括支援センターが協働で、詐欺被害のチラシを配布した。 <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、認知症サポーター養成講座の開催依頼が減少した。今後、オンライン等での開催も検討していく。 ・若年性認知症の当事者の集まりなど、普及啓発とともに、地域で支えるまちづくりに取り組む必要がある。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座キャラバンメイト ・認知症地域推進員 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等弱い立場の人が孤立しない地域づくり。 | B |

| 推進目標 | 取組の柱 | 取組・評価の視点 | 重点的に進める取組 | 所管課 | 令和2年度の実施状況 | 協働の取組 協働・連携の相手 | 自己評価 |
|------|---|--|------------------------------------|----------------|--|---|----------|
| 9 | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">進める仕組みをつくる</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域福祉をみんなで</p> <p>(1) 地域福祉のネットワークを広げ、強化する</p> | <p>①地域包括ケア・地域共生のまちづくり（「我が事・丸ごと」）を推進する</p> <p>②多様なネットワークをつくり、つなぐ</p> <p>③「地域福祉のプラットフォーム」を充実する</p> | <p>重点④ 「地域発信型ネットワーク」を充実します</p> | <p>社会福祉協議会</p> | <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域発信型ネットワークによる他機関との連携による包括的な支援体制づくりに取り組んだ。主に、地域ケアシステム検討委員会で議論した。①② ・小地域福祉ブロック会議で、宮川地区・打出浜地区で住民が選択した「防災」をテーマとした講演会を実施。しかし、コロナ禍のため、他の地区で企画していた会議は中止となっている。 ・多様な主体との協働による事業展開に取り組んだ。特に、コープこうべとはフードドライブを通しての協働が進んでいる。② ・地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動や福祉学習などを通して、小中学校との連携や高校生との交流も進んでいる。② ・地域支え合い推進員と協働で、地域の活動者と協議できる場（第2層協議体）について検討し、地域アセスメントに取り組み始めた。①② ・民生児童委員の推薦に係る話し合いとして、民協、社協、自治連合会との話し合いの場ができた。今後、定期的に話し合いを行っていく。③ ・こえる場！は、オンラインでのコア会議を実施したが、コロナ禍の影響により、具体的な活動には至っていないが、つながった企業等とは個別に対応することもあった。③ ・地域見まもりネットワーク事業の登録事業者の協力を得て、認知症高齢者の見守り、独居高齢者の見守りや詐欺被害等の防止の活動が充実してきている。（再掲）② <p>【成果や課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と協働のネットワークが構築されつつある。ネットワークを活用することで、様々な活動プログラムを検討することができている。また、活動等について協議するプラットフォームも小規模な形で取り組むことができつつある。 ・市内に施設のある20法人による、社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットあしや」を設立した。 | <p>【協働・連携の取組の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の企業・団体等 ・市内学校園 ・民生児童委員、福祉推進委員、自治会 <p>【令和3年度以降の協働・連携の取組予定の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信型ネットワークの再編成（案） ・「ほっとかへんネットあしや」の取り組みの充実 | <p>B</p> |